

# 公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-150
(2) 件 名	勝山文化センター空調設備保守点検業務
(3) 履行場所	真庭市勝山地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	勝山文化センター空調設備系統（吸収式冷温水発生型冷暖房設備及びガスヒートポンプ型空調設備及び空気調整機器設備）の点検整備保守業務 N = 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(空調設備保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、勝山振興局地域振興課【TEL】0867-44-2607へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	勝山振興局地域振興課【メール】chiiki_ky@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、勝山振興局地域振興課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市勝山振興局地域振興課

TEL 0867-44-2607 / FAX 0867-44-4569

## 勝山文化センター空調設備保守点検業務委託仕様書

- 1 業務名 勝山文化センター空調設備保守点検業務
- 2 対象施設 名称： 勝山文化センター・勝山振興局  
所在： 真庭市勝山 319
- 3 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 業務内容 上記施設内の空調設備切替・保守点検整備業務（下記対象設備参照）
- 5 担当課 勝山振興局地域振興課
- 6 適用範囲 本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、下記業務にあたり当然必要と思われるものについては担当課の職員（以下、「監督員」という。）と協議の上、請負者の責任において実施し誠実に業務を遂行すること。
- 7 対象設備及び仕様（下線は契約期間中の点検回数）
  - (1) 吸収式冷温水発生機（CH-1）SUW-V50K × 3基 3回
    - ア 冷暖房切替え及び機器保守点検（メーカー仕様による）
    - イ 冷房中間時機器保守点検（メーカー仕様による）
  - (2) 冷却塔（CT-1）SCTR250NL × 1基 2回
    - ア 冷房時層内及び消音マット清掃及び水張りをを行い、冷却水の循環散水点検
    - イ 暖房時同上の清掃及び冷却水の水抜きを実施する
    - ウ モーター類の絶縁、電流、異音等の点検（ファン含む）
    - エ 冷却塔外観点検
    - オ 冷却水水処理管理（6月～9月）
    - カ 冷房期間上記期間中、冷却水総合水処理剤投入（水処理剤含む） 週1回
    - キ 冷房期間上記期間中、冷却水採水分析 4回（1回/月）
  - (3) 送水ポンプ類
    - ア CHP-1 冷温水ポンプ（規格：100×80FSF615AE,15.0kw）×1台 3回
    - イ CDP-1 冷却水ポンプ（規格：80×65FSFD,5.5kw）×3台 2回
  - (4) エアハンドリングユニット
    - AHU-1（型番：DV-20） AHU-2（型番：DV-20） AHU-3（型番：AJ200-MX）  
AHU-4（型番：AJ150-MX） AHU-5（型番：DV-27）
    - ア 各エアハンドリングユニットについて保守点検を行うこと 3回
    - イ フィルター適時清掃すること
    - ウ モーター類について絶縁、電流、異音等点検
    - エ 各敷設の加湿器点検（暖房時）
    - オ 室温制御機器（電動弁、温度調節器等）点検

(5) ファンコイルユニット

ア フィルターを適時清掃すること

(6) 自動制御機器

ア エアハンドリングユニット系統 2回

イ 中央監視装置 冷暖切替え

ウ AHU-2 用ダンパー制御用 ホール1階客席

(7) ガスヒートポンプエアコン 2回

GA-12 系統・GA-13 系統の2系統

ア オイル交換や消耗品等の交換は、運転時間及び運転年数を考慮して適時行うこと

イ 室内機フィルター随時清掃

(8) ヒートポンプエアコン 2回

(業務用エアコン)

AC-1 CU-P224UXP4A AC-2 CU-P280UXR4 AC-3 SPW-CHR71S

AC-4 SPW-CHR63S AC-5 SPW-CHREP56A AC-6 SPW-CH35LN

ACP-1 RZYP40BAV ACP-2 RZYP112BA

(ルームエアコン)

ACR-1 R40TAXV

ア 上記エアコンについて機能点検を行うこと

イ 室内機フィルターを適時清掃すること

特記事項

(1) 上記(7)(8)は冷媒にフロンを使用しており、フロン排出抑制法に基づく点検を委託内容に含む

機器に準じた定期点検及び簡易点検を実施すること

点検に際しては知見を有する者が実施すること

知見を有する者とは、冷媒フロン取扱技術者等資格等を有する者のこと

(2) 業務用エアコンについて3ヵ月に1度以上の簡易点検を行うこと

※定期点検及び簡易点検については、保守点検回数を含む

(3) 特定建築物のような大規模施設においては、冷暖房の切替時のボイラー運転切替作業や冷却塔清掃のみではなく「ビル設備管理の総合的所見」が必要であり、その所見が大規模改修期が近づく特定建築物設備の修繕箇所の早期発見につながり施設の長寿命化が図られるため、「ビル設備管理技能士(全国ビルメンテナンス協会 国家検定資格)」を保有する事業者であること

8 報告書

保守点検終了後は、毎回点検報告書を提出すること。

## 9 故障時の対応

各種機器故障発生時は、連絡を受け次第、技術員を派遣して速やかに修理調整を行うこと。

## 10 費用負担

通常の点検保守業務に要する工具及び消耗品費は受託者の負担とする。ただし、機械設備に不可欠な器具及び機器の部品取替に要する費用、又は天災その他不可抗力によって生じた故障修理に要する費用、発注者の操作誤りによって生じた故障修理に要する費用は真庭市の負担とする。

## 11 冷暖房の切替え

保守点検時期は、監督員と受注者の間で協議し決定する。但し、冷房切替え関連作業実施は、5月中旬までに完了させるものとし、暖房切替え関連作業実施は、10月下旬までに完了させるものとする。

## 12 共通事項

(1) 請負者は、業務の施行中も疑義が生じた場合は、監督員と協議し監督員の指示を受けて施工すること。

(2) 内訳書の提出

入札時に入札金額に相応した内訳書を添付すること。

(3) 損傷部補修

業務に際し、機器を損傷しないように十分注意すること。費用負担については前第4項のとおりとするが、万一請負者の責任において損傷した場合は、監督員と協議の上同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、その際の復旧に関する費用は請負者の負担とする。

(4) 秘密の厳守

本業務の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。

(5) 各種申請、手続き

業務遂行上必要となる各種申請手続きは、請負者において遅滞なく行うこと。

(6) 法令の遵守

業務遂行にあたっては、各種法令・規則・条例を遵守すること。

(7) 現地確認

発注者が指定する日程での現地説明は実施しないが、現地確認を希望する場合は、入札前までに、勝山振興局地域振興課（TEL0867-44-2607 勝山文化センター内）へ連絡の上、現地設備を確認すること。

ただし、現地確認は土曜、日曜、祝日を除く日の、いずれも午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

以上